

## 経営首脳者セミナー開催される

3月13日令和4年度の経営首脳者セミナーを建設会館講堂で開催しました。



黒田支部長からは、建設業での就労者が減少している情勢に触れ「建設業の社会的使命を鑑み、将来の担い手となる若年労働者を確保して定着させることが重要である」とし、さらに「来年に迫った労働時間上限規制のハードルをどう乗り越えるかによって業界の未来がどう進むか分かれる」として、今回のセミナーの講演にかかる内容の重要性を強調しました。



その後、行政の重点施策として、神奈川労働局の監督課下川主任監察監督官からは、

時間外労働の条件規制を含む働き方改革の全体像について、安全課の千葉安全課長から、第14次労働災害防止計画の概要、一側足場の禁止などが見込まれる法改正

の内容について、健康課の小沼健康課長からは職業性



疾病による労働災害の状況、化学物質対策の今後、石綿、金属アーク溶接などの法改正についてご説明をいただきました。

最後に株式会社浜銀総合研究所の遠藤主任研究員から「神奈川県内の景気の現状と2023年度の見通し」と題して、県内外における経済情勢について講演をいただきました。



【お知らせ】  
●先月号の続きについて  
先月号でご紹介した特集「今年から来年にかけて、建設業関係で対処が必要と思われる法改正の概要」について、今月号で前号で掲

載できなかった記事を掲載する予定でしたが、紙面の関係から次号以降（時期未定）に掲載する予定です。

### ●代議員会の日程の変更

先月号の神奈川支部の主要行事計画（案）の中で代議員会を5月30日とお知らせしましたが、6月2日（金）と変更させていただきます。時間と場所の変更はございません。

### ●本部発行広報誌の価格改定

原材料価格等の上昇に伴い、誠に心苦しい限りですが、本部が発行する「建設の安全」等広報誌の価格を以下のとおり改定させていただきます。

第9次建設業労働災害防止5か年計画  
定価 150円→154円  
令和5年度建設業労働災害防止実施事項  
定価 120円→121円  
令和5年度各種週間実施要領  
定価 30円→33円  
令和5年度建設の安全  
定価 310円→319円  
以上の価格は税込みです。  
送料は支部に配送する場合には、初回発送分は従来どおり無料です。各会員は1部まで無料

# 建災防神奈川支部ニュース

No.564 令和5年4月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 令和5年度神奈川労働局労働基準部における行政運営方針について

～ 安全で健康に働くことができる環境づくり～

新年度における労働基準部の行政運営方針につきまして、建設業に関係が深い事項を中心に以下に概略をご説明いたします。

今年は「第14次労働災害防止計画（14次防）」5か年計画の初年度となります。本計画に基づき、神奈川県内の労働災害を防止するために次の取組を推進します。

### 1.1 4次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- ① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等
- ② 労働者の作業行動に起因する「転倒」及び腰痛等の労働災害防止対策の推進
- ③ 高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ④ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

令和3年5月の最高裁判決を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者が義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されるため、事業場に対して指導、周知・啓発を図って参ります。

### ⑤ 業種別の労働災害防止対策の推進

墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場の点検を行う際の点検者の指名の義務化などを内容とする改正労働安全衛生規則や関係ガイドラインの改正等について指導、周知を図るとともに、

引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図って参ります。

- ⑥ 労働者の健康確保対策の推進  
ア) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等  
イ) 産業保健活動の推進

### ⑦ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

### 2.長時間労働の抑制

① 令和6年4月から、建設業についても時間外労働の上限規制が適用となるため、労働時間法制度、働き方改革推進支援助成金等の周知・支援を行います。また、神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会を開催する等により建設工事の発注者に対し時間外労働の上限規制適用について周知します。

② 時間外・休日労働時間が月80時間をを超えていると考えられる事業場等に対する監督指導を実施します。

③ 下請中小企業等への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

### 3.最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等、賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠であるとともに、最低賃金制度が労働者の生活を下支えするセーフティネットとして適切に機能することが求められており、その役割は極めて重要であることから、中小企業への支援と併せて、監督指導による履行確保に万全を期して参ります。

す。

### (1)最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組、企業の好取組事例等が分かる資料の提供および日本政策金融公庫による働き方改革推進支援資金や業務改善助成金の周知などを通じて支援して参ります。

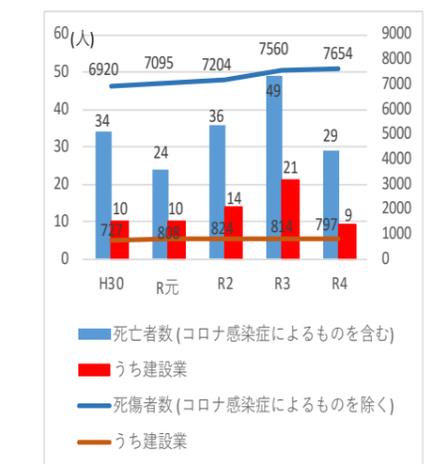
### (2)最低賃金制度の適切な運営

神奈川最低賃金審議会が充実した審議を行えるよう支え、また、最低賃金額の効果的な広報周知及び懇切丁寧な監督指導に努めて参ります。

### (3)監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

きめ細やかな監督指導と是正状況の確認、支援策の周知を進めることにより実現して参ります。

※神奈川労働局全体の施策は4～5頁でご紹介しています。



13次防中における建設業労働災害発生状況

## 支部行事予定

### 正副支部長・分会長会議

時：4月27日 15：00  
所：建設会館411会議室

### 本部表彰選考委員会

時：4月27日 14：00  
所：建設会館411会議室

### 第1回理事会

時：5月23日 15：00  
所：建設会館講堂

### 代議員会

時：6月2日 15：00  
所：建設会館講堂

### 運営委員会

時：6月15日 15：00  
所：建設会館講堂

### 本部理事会、総代会

時：6月8日 14：05  
所：東京プリンスホテル

### 木建協正副会長会議

時：6月16日 16：00  
所：建設会館講堂控室

### 木建協総会

時：6月29日 15：00  
所：建設会館講堂

# かながわ県内緊急事態

## ～建設業の死亡災害が急増～



神奈川支部  
支部長  
黒田憲一

日頃から建災防神奈川支部の事業運営にご理解、ご協力を賜り、また建設業における労働災害防止につきご尽力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、本年の県内建設業における労働災害発生状況についてですが、すでに5名の建設労働者が死亡災害に被災

するという状況となっております。

昨年の同期には死亡災害の被災者数は1名であったことから、本日現在の死亡災害発生状況につきましては、極めて憂慮すべき事態にあります。

それぞれの災害状況については、支部ニュースにおいてご紹介しておりますが、土止め支保工が不設置で土砂崩壊が発生したことによるものが2件、ドラグ・ショベルを用途外使用してクレーン作業中に転倒させたものが1件、クレーンやホイスト作業においてつり荷の下に不意に立ち入りして荷が激突したものが1件、駐車中の逸走予防措

置不十分が原因でトラックが逸走し、これを止めようとして轢かれてしまったものが1件となっております。

まだ3月というのに、こここのところ毎週のように死亡災害が発生している状況で、いずれの事故についても過去に何度も繰り返されたような内容であり、災害の経験が業界として生かされていないと言わざるを得ません。

新年度に向け、また、新たな5か年の災害防止計画のスタートにおいて、災害防止の機運を高めるための取り組みをお願いします。

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
3月 16時頃	建築工事業 民間 30～49人	移動式クレーン 交通事故 (道路)	<p><b>【発生状況】</b> 積載型トラッククレーンに積んだ荷を現場でおろし、輪止めを外そうと運転席から降りたとき（原動機未停止、サイドブレーキをせず）にトラッククレーンが逸走し（勾配2度）被災者は前面でトラックを押して止めようとしたが、約10m動いたところで転倒して前輪に轢かれた。80～85歳（2次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 荷降ろしを行う場合は、原則として、平坦な場所で行う。 2 運転席から離れるときは、エンジンを止め、ブレーキを確実にかける。また、念のため輪止めを使用する。 3 労働者に対し、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、安全教育を実施する。</p>
3月 13時頃	土木工事業 公共 30～49人	土石、岩石 崩壊、倒壊	<p><b>【発生状況】</b> 下水管の取替工事において重機で1mほど掘り、その後手掘りで作業を続け、土止め支保工を取り付けるため、マンホールの構造物について土砂を払っていたところ、突然背後の地山が崩れ、ひざ下まで埋まりマンホールの構造物と挟まれるような状態になって被災した。75～80歳（1次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の実地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行うこと。</p>

### ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年2月末現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		7	1	3	9	4	14	4	4	3	7	3	8	67
													(1)	1
前年		6	2	21	2	5	15	4	5	6	5	6	16	93

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

### ☆死亡災害発生状況☆

令和5年3月22日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		(令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)	令和4年 速報値	令和3年	令和2年
製造業				3	2	8	5 (1)
建設業		5	1	6 (1)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		1		1	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業							
商業			2 (1)	1 (1)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		2	2		4	1	6 (2)
その他		2	1 (1)	4	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計		10	7 (2)	15 (2)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

### ☆死亡災害の概要☆

令和5年3月22日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～70歳	玉掛用具 飛来、落下	別掲載(3頁)
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	別掲載(3頁)
3	3月 11時頃	建築工事業 ～9人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	別掲載(3頁)
4	3月 16時頃	建築工事業 ～9人 20～24歳	建築工事業 交通事故(道路)	別掲載(2頁)
5	3月 12時頃	土木工事業 ～9人 75～80歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	別掲載(2頁)

～令和5年度 神奈川県労働局 幹部職員人事異動名簿～

官 職	氏 名	旧 官 職
労働局長	木塚 欽也	厚生労働省
総務部長	津崎 僚二	(異動なし)
総務部総務課長	濱野 裕一	(異動なし)
総務部労働保険徴収課長	磯川 克彦	(異動なし)
雇用環境均等部長	木本 睦子	(異動なし)
雇用環境均等部企画課長	小沼 みち子	局健康課 課長
雇用環境均等部指導課長	長瀬 徹也	藤沢署 署長
労働基準部長	加納 圭吾	厚生労働省
労働基準部監督課長	疋崎 雅夫	(異動なし)
労働基準部安全課長	千葉 幸則	(異動なし)
労働基準部健康課長	畑野 俊	厚木署 署長
労働基準部監督課賃金室長	平本 賢一	(異動なし)
労働基準部労災補償課長	大内 理沙	茨木労働局
横浜南労働基準監督署長	齊藤 裕紀	(異動なし)
副署長	木目田 明	横浜北署 副署長
副署長	川上 悦子	(異動なし)
鶴見労働基準監督署長	塚田 和男	(異動なし)
副署長	田代 克也	(異動なし)
川崎南労働基準監督署長	松本 進吾	(異動なし)
副署長	青山 浩二	局監督課 監察監督官
川崎北労働基準監督署長	渋谷 勇一	(異動なし)
副署長	二瓶 紀章	局補償課 労災訟務官
横須賀労働基準監督署長	中村 高康	局総務課 課長補佐
横浜北労働基準監督署長	大屋 季之	局雇用環境均等部企画課 課長
副署長	中田 修司	川崎北署 副署長
副署長	多田 義信	(異動なし)
平塚労働基準監督署長	柴田 英彦	(異動なし)
藤沢労働基準監督署長	下川 眞徳	局監督課 主任監察監督官
副署長	今井 貴久	(異動なし)
小田原労働基準監督署長	木村 隆志	(異動なし)
厚木労働基準監督署長	山崎 嘉之	雇用環境均等部指導課長
副署長	松下 秀巳	川崎南署 副署長
副署長	渋谷 美保子	局補償課 労災監察官
相模原労働基準監督署長	荻野 憲一	横浜西署 署長
副署長	福田 勝巳	(異動なし)
横浜西労働基準監督署長	塚田 啓子	横浜南署 副署長
副署長	佐藤 邦彦	(異動なし)

令和5年における建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
2月 8時20分頃	その他の建設工事業 民間 ～9人	玉掛用具 飛来、落下	<p><b>【発生状況】</b> 製造工場において高さ2.7mのタンク上部に設置された排気配管の詰り除去工事を行っていたが、付け替え用のボルトナット約100本(約33kg)を繊維製工具袋に詰め、タンク上部に設置された電気ホイストのフックに袋の持ち手紐を掛けてで吊り上げているときに、約1.7mの高さのところで荷を吊り上げていた 工具袋の持ち手紐が切れて落下し、地上で次の荷の準備をしていた被災者の頭部に落下した。65～70歳(元請)</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 クレーン等で荷をつり上げる場合には、つり荷の形状、重量等に対応した用具を用い、適切な方法により玉掛けを行うこと。 2 つり荷の下には原則として作業者を立ち入らせないこと。 3 安全作業体制の確立を図ること。</p>
2月 16時頃	土木工事業 公共 ～9人	掘削用機械 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつって旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。60～64歳(1次下請)</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき以外に、ドラグショベルによる荷の吊り上げ等の用途外使用を行わないこと。 2 荷を移動させるときは、クレーンモードに切り替えて吊り上げ移動作業を行うこと。 3 予め作業計画を定め、リスクアセスメント等により、作業の安全性、妥当性を十分検証した上で、作業を行うこと。 4 能力向上教育等を受講させるなど、労働者に対し安全衛生教育を徹底すること。</p>
3月 14時頃	建築工事業 民間 ～9人	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p><b>【発生状況】</b> 共同住宅建設の基礎工事において、計画値より高く打設された杭の天端を確認するため、ドラグショベルにより掘削、その後スコップを使用して杭頭を出す作業をしていたが、地山が崩れ、穴の中で作業していた被災者が土砂に埋まったもの。20～24歳(元請)</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 掘削工事を行う際には、事前に発注者から地層、地質などの状況を調査した地質調査資料を入手し、それに基づいた現場の現地調査を行うとともに、掘削開始後においても、随時、地層、地質の状態やそのき裂、含水、湧水などの状況を記録する必要があること。 2 地山の崩壊、土塊、土石の落下などのおそれがある場所に労働者を立ち入らせる場合は、あらかじめ土止め支保工の組立図を作成し、それに基づいた土止め支保工を掘削作業開始前に適正に設置しておくこと。 3 掘削作業についても、土止め支保工の設置後の作業の方法、手順を定め、全員に周知しておくこと。 4 元請と事前にその日の作業開始前に、安全ポイントの打合せを行い、掘削作業における危険性、作業時の注意事項等の相互確認を行っておくこと。</p>

【基本的考え方】○雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確な行政を推進していきます。  
○地域のニーズを的確に把握し、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。○総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域の期待に応えていきます。

## 令和5年度の重点施策

### I 安心して挑戦できる労働市場の創造

○個人の主体的なキャリア形成の促進

○労働市場の強化

○人への投資の促進

○継続的なキャリアサポート・就職支援

### II 多様な人材の活躍促進

○女性活躍・男性の育児休業取得の促進

○同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

○新規学卒者等への就職支援

○就職氷河期世代の活躍支援

○高齢者の就労・社会参加の促進

○障害者の就労促進

○外国人に対する支援

### III 多様な選択を力強く支える環境整備

○最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

○柔軟な働き方がしやすい環境整備

○安全で健康に働くことができる環境づくり

### I 安心して挑戦できる労働市場の創造

#### 1 個人の主体的なキャリアの形成の促進

●地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

地域の関係者が参画する協議会において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定等を促進します。

(愛称「ハロトレくん」)



●デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

ハローワークにおいて、求職者にデジタル分野に係る職業訓練の受講を推奨し、個別支援をすることでデジタル分野における再就職の実現を図ります。

●雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金等の周知及び迅速支給に努めるとともに、不正受給対策に取り組みます。

#### 2 労働市場の強化

民間人材サービス事業者について、求職者が安心して利用できるよう改正職業安定法(令和4年

10月施行)の周知及び指導監督を実施します。また、労働者派遣法違反の指導監督に万全を期すなど、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令が遵守されるよう努めます。

#### 3 人への投資の促進

人材育成を通じた賃上げ促進のため、サブスク型の研修や労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担するなど、企業内における人材育成を行う事業主に対して、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」により支援します。

#### 4 継続的なキャリアサポート・就職支援

●ハローワークの職業紹介業務とオンライン・デジタル化の推進

ハローワークにおいて、担当者制による個別支援など個々の課題に応じた就職支援サービスを提供します。

●地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

●長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方への支援

### II 多様な人材の活躍促進

#### 1 女性活躍・男性育児休業取得の促進

●女性活躍推進法の履行確保

及び企業の取組支援

●男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

●マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

●不妊治療と仕事の両立支援

●マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

●不妊治療と仕事の両立支援

●不妊治療と仕事の両立支援

●不妊治療と仕事の両立支援

#### 2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

●同一労働同一賃金の確保に向けた取組

労働局と労働基準監督署が連携し、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組むとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知を行うことにより、事業主の取組機運の醸成を図ります。

また、中小企業等の理解・取組を促進するため、

「神奈川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談や個別訪問支援、セミナー実施等きめ細かな支援を行います。

●無期転換ルールの円滑な運用

#### 3 新規学卒者等への就職支援

新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク(横浜・川崎)等において担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。

#### 4 就職氷河期世代の活躍支援

#### 5 高齢者の就労・社会参加の促進

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法を周知するとともに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢者求職者に対する再就職支援等に取り組めます。

#### 6 障害者の就労促進

官民問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層促進するほか、多様な障害の特性に対応した適切な就労支援に取り組めます。

#### 7 外国人に対する支援

●外国人労働者に対する就職支援

神奈川県内の外国人労働者は増加傾向にあり、これに対応した就職支援を行うため、県内6か所(横浜・川崎・平塚・藤沢・厚木・大和)のハローワークに通訳員を配置するとともに、通訳・多言語音声翻訳機器等や、13国語に対応した多言語コンタクトセンターの活用により、多言語による相談支援体制の整備を図ります。

●外国人労働者の適正な労務管理に関する助言・

援助等及び雇用管理改善に取り組む企業への支援

●外国人労働者の労働条件の相談・支援体制の整備

外国人労働者相談コーナー(労働局:英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、厚木労働基準監督署:スペイン語)において相談等に対応します。



### III 多様な選択を力強く支える環境整備

#### 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

●最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

●最低賃金制度の適切な運営

最低賃金額について広く周知を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。



#### 2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

適正な労務管理下における「良質なテレワーク」の導入・定着促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、テレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に、人材確保等支援助成金(テレワークコース)を支給する支援を行います。

労働者が健康を確保しながら安心して副業・兼業を行うことができるよう「兼業・副業の促進に関するガイドライン」の周知を図ります。

#### 3 安全で健康に働くことのできる環境づくり

●長時間労働の抑制

令和6年4月から、建設業、自動車運転者、医師についても時間外労働の上限規制が適用となるため、これらの業種等を対象に労働時間制度、働き方改革推進支援助成金等の周知・支援を行うとともに、建設工事発注者、荷主等に対し上限規制適用や配慮の重要性を周知します。特に、荷主等に対しては、長時間の荷待ちの改善に向けた配慮の要請を行います。

時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。

11月には「過労死等防止啓発月間」として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行います。

長時間労働につながる取引環境の見直しに向け、関係省庁と連携して、下請中小企業等への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

●労働条件の確保・改善対策

●第14次労働災害防止推進計画の推進

・事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進



・高齢労働者の労働災害防止対策の推進

・業種別の労働災害防止対策の推進

建設業については、墜落・転落災害防止対策などの充実強化に伴う法改正や関係ガイドラインの改正について指導、周知を図り、建設工事における労働災害防止対策の促進を図ります。

・新たな化学物質の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

・産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

●迅速かつ公正な労災保険の給付

過労死等事案をはじめとする労災請求事案について、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を推進するとともに、業務に起因して感染した新型コロナウイルス感染症についてはその罹患後症状も含め、労災保険給付の対象となること等について周知します。

●労災保険制度の適正な運営

・電子申請の利用促進

事業主の労働保険関係手続きに関するコスト削減と利便性向上のために、電子申請の利用促進に努めます。

・労働保険の未手続一掃対策の推進と収納未済歳入額の縮減

●総合的なハラスメント対策の推進

神奈川働き方改革推進支援センター(神奈川県労働局委託事業) ☎0120-910-090

働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、過重労働対策、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行っていきます。